

建物の解体、公共下水道への接続を検討中のみなさまへ

汲み取り便槽・浄化槽の廃止解体の際は、

最終清掃が必要です！！

◆最終清掃とは？

市の許可を受けた事業者による槽内の洗浄・消毒を行うこと。

※し尿および汚泥の引き抜きを行っただけでは、**最終清掃を完了したことにはなりません。**

ご注意ください!!

◆最終清掃しないとどうなる？

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第16条に違反する「不法投棄」に該当し、罰則が科せられる可能性があります。

【不法投棄の罰則】

- 5年以下の拘禁刑若しくは1000万円以下の罰金
(もしくは両方が科せられる)
- 3億円以下の罰金(法人の場合)

【許可事業者】

許可地域	事業所名	連絡先
古川町、河合町、宮川町	有限会社 吉城環境管理センター	0577-73-2609
神岡町	株式会社神岡衛生社	0578-82-0337

【最終清掃されたか分からぬ場合】

- 飛騨市役所環境課(0577-73-7482)へお問い合わせください。

【浄化槽について】

- 飛騨市水道課「浄化槽に関する各種届出について」をご参照ください。